2 吹福障第 674-4 号 令和 2 年 7 月 30 日 (2020 年)

居宅介護事業者 計画相談支援事業者 各位

吹田市福祉部障がい福祉室長

新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて(通知)

日頃から、本市障がい福祉施策の推進および新型コロナウイルス感染症拡大防止に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、本市における取扱いは、2 吹福障第674-3 号(令和2年6月25日付)で通知しているところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の第2波が懸念される中、大阪府内及び吹田市内での感染者が増加している状況を踏まえて、移動支援事業における取扱いを下記のとおりとします。

記

1 取扱いについて

「利用者の生活状況等(家族等の介護等)を踏まえたうえでサービス提供が必要と事業所において判断した場合には、居宅等での支援についても移動支援を実施したものとして取り扱って差し支えない」としていた令和2年7月31日までの臨時的な運用を延長します。

2 臨時的運用の延長期間

当面の間とします。

3 その他

各事業所においては引き続き感染予防の徹底に努めていただくとともに、利用者の意向や 生活状況等を踏まえた障がい福祉サービスの提供維持に努めていただくようお願いいたしま す。

問合せ先

吹田市福祉部障がい福祉室基 幹 担 当TEL 06-6384-1348支 給 管 理 担 当TEL 06-6384-1346